

子どもはぐくみ医療費助成制度の払い戻しについて

保険適用の自己負担分医療費について、子どもはぐくみ医療費受給者証を使用できなかった場合でも、保険年金課に申請をしていただくと、はぐくみ医療助成対象分が払い戻しになる場合があります。

払い戻しとなる場合

1. 県外の医療機関等で受診したとき
2. 柔道整復師の施術を受けたとき（整骨院・接骨院※）
3. 医師が治療上必要と認めた、治療用装具（コルセット、治療用眼鏡等）を購入したとき
4. やむを得ない事情で健康保険証を提示できず、医療費を全額支払った場合
5. 小児慢性特定医療費医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証等を使用し、一部自己負担金を支払った場合

※小松島市と別途契約をしている整骨院・接骨院については、受領委任払いの取扱いが可能です。受診の際は健康保険証・受給者証・印鑑をお持ちください。

※高額療養費・附加給付金に該当する場合や、上記「払い戻しとなる場合」の3及び4については、加入している健康保険にも払い戻しの手続きをしてください。

払い戻し手続きに必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 明細のわかる領収書（診療日、診療報酬点数、領収金額、領収印等）
- ・ お子様の健康保険証
- ・ 受給者名義の普通預金通帳
- ・ お子様と受給者のマイナンバーカードまたは通知カード+身分証明書（運転免許証など）
- ・ 治療用装具の場合は以下についても必要です。

コルセット等

★医師の証明書（コピー可）

★保険者発行の支給決定通知書（コピー可）

治療用眼鏡

★作成指示書もしくは眼鏡処方箋（コピー可）

★保険者発行の支給決定通知書（コピー可）

※治療用装具の申請の場合は領収書についてもコピー可です。

※手続きを代理でされる場合は、身分証明書は代理でされる方のものが必要です。



【お問い合わせ先】

市保険年金課 子どもはぐくみ医療担当（1階④番窓口）

☎32・4120 / FAX35・0173

Mail hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp